

件名	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令 (令和2年10月14日公布、令和3年3月1日施行。)</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令 (平成29年6月30日公布、平成30年4月1日施行。)</p>
<p>【改正の概要】</p> <p>障がい者の雇用促進を図ることを目的に条例を独自に制定し、法定雇用義務のない事業者（常用労働者45.5人未満）に対して、障がい者雇用の増加に応じた県税の特別措置を設けているところであるが、上記根拠法令等の改正により、障がい者を雇用しなければならない事業者の範囲が43.5人以上に広がるため、本特別措置の対象について43.5人未満の事業者とするための改正。</p>	
施行日	<p>法人 令和3年3月1日</p> <p>個人 令和4年1月1日</p>
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 制度（改正後）の概要</p> <p>(1) 対象となる事業主</p> <p>障害者の雇用を拡大した事業主（次の要件に該当していることが必要）</p> <p>① 常時雇用する労働者の数が43.5人未満であること。</p> <p>② 適用対象事業年度（年）の雇用障害者数が基準事業年度（年）の雇用障害者数を超えること。</p> <p>③ 雇用保険の適用事業の事業者であること。</p> <p>(2) 軽減内容</p> <p>現行税率の1/2を軽減する。</p> <p>ただし、軽減税額は、障害者の雇用拡大数1人当たり10万円を限度とする。</p>	